平成２７年（フ）第２２６号
千葉県八街市八街は42番地238
債務者　鈴木　孝広（旧姓小倉）
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第２３４号
千葉県成田市加良部４丁目25番地１（５棟102号）
債務者　天坂　秀樹
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第２４９号
千葉県佐倉市江原台２丁目30番地３　メゾンラフィーネＡ－３
債務者　辻井亜里沙
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１５１号
松江市南平台６番７号
債務者　石川　陽子
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１５４号
松江市鹿島町佐陀本郷2330番地４　グリーンコートさだ１－112
債務者　尾形美由紀
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３２９号
沖縄県那覇市銘苅１丁目７番21号　パティオプリエールＤ－２
債務者　福地　哲子
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１１号
北海道稚内市港５丁目２番４号　コーポ海洋２Ｆ１
債務者　鈴木　　司
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２７年（フ）第８６１号
埼玉県加須市柳生2165番地６　ＣＡＳＡ　ＦＥＬＩＣＥ　Ｃ101号
債務者　渡邊　正和
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１０５４号
埼玉県和光市新倉２丁目27番77号　南の杜Ａ105
債務者　黒竹　俊孝
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１０５８号
さいたま市見沼区春岡３丁目52番地３　パインズＡ102
債務者　中村めぐみ（旧姓谷田貝）
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１０８２号
埼玉県川口市安行出羽２丁目３番７号　ウォームハウス共進201号
債務者　高澤　一弘
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１０８３号
埼玉県川口市安行出羽２丁目３番７号　ウォームハウス共進201号
債務者　高澤佐代子（旧姓矢作）
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１１０１号
埼玉県幸手市栄２番14―108号
債務者　古谷　和江
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１１１５号
埼玉県川口市上青木西５丁目３番22号　シャインハイツ203号
債務者　中村　美穂
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１１２４号
埼玉県川口市大字安行領根岸509番地の６
債務者　森田富士夫
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１１４４号
さいたま市西区大字指扇領別所109番地93（３―513）
債務者　内宮　佳奈
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係